

令和5年度 こども家庭庁母子保健指導者養成研修

母子保健・児童福祉施策等 の動向について

こども家庭庁成育局母子保健課



本日の内容

- 1 こども家庭庁の概要
- 2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策
- 3 食育推進基本計画
- 4 保育所等における食育の推進
- 5 令和5年度 栄養施策の方向性



本日の内容

1 こども家庭庁の概要

2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策

3 食育推進基本計画

4 保育所等における食育の推進

5 令和5年度 栄養施策の方向性



こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
〔 内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、
文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管 〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

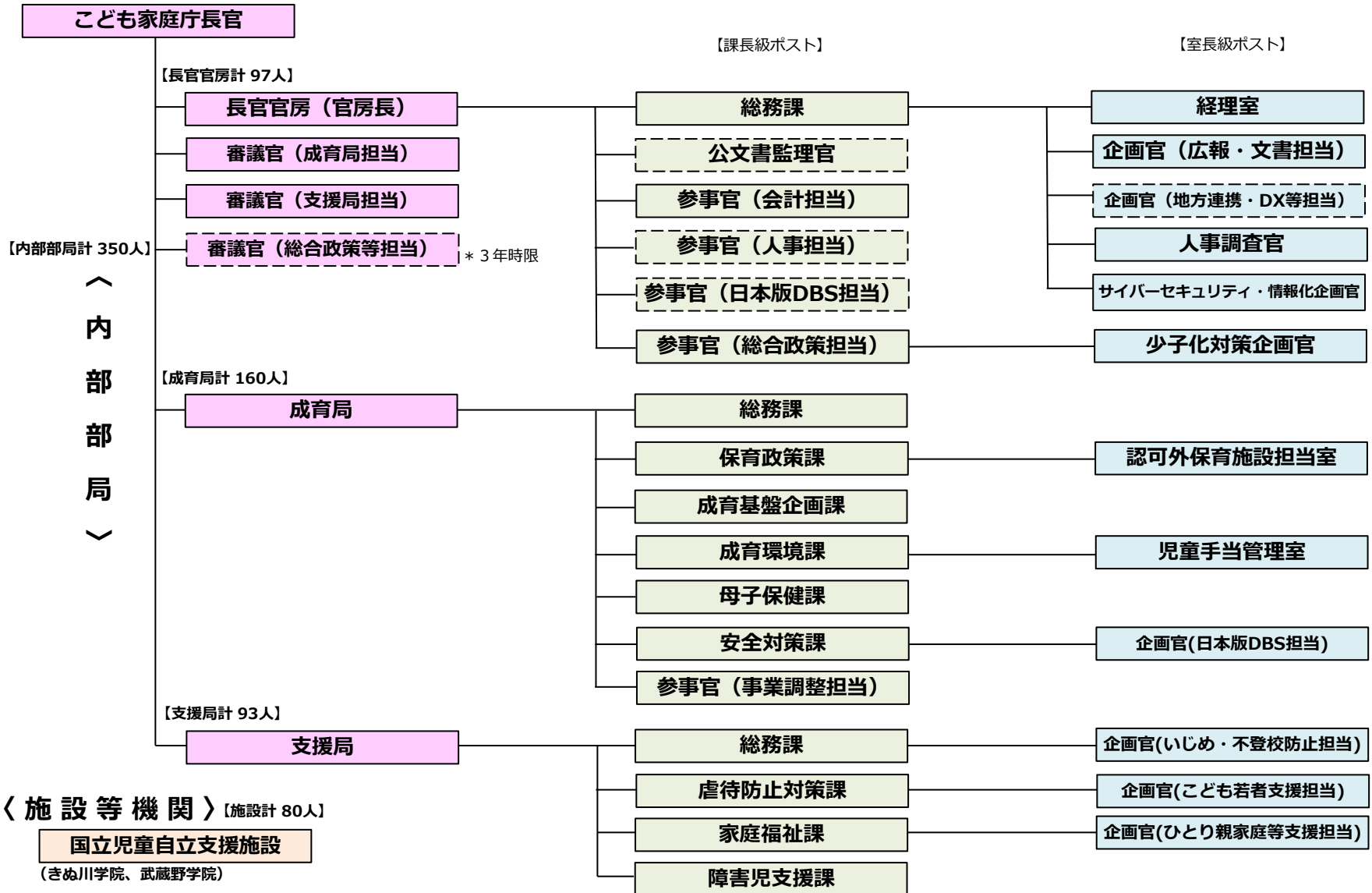
施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁組織図概要

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。

※ [] は併任ポスト



本日の内容

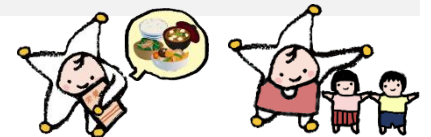
1 こども家庭庁の概要

2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策

3 食育推進基本計画

4 保育所等における食育の推進

5 令和5年度 栄養施策の方向性



母子保健・児童福祉分野における栄養施策について

取組の方向性

母子保健法（昭和40年法律第141号）

都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

保健所は、児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

成育基本法（平成30年法律第104号）

成育医療等基本方針

（令和5年3月22日閣議決定）

- 成育過程にある者への保健施策
- 普及啓発（「健やか親子21」の普及啓発等を通じた食育の推進）

成育医療等基本方針に基づく評価指標

【指標の設定】

- ・全出生数中の低出生体重児の割合
- ・BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合
- ・児童・生徒における痩身傾向児/肥満傾向児の割合
- ・朝食を欠食するこどもの割合

食育基本法（平成17年法律第63号）

第4次食育推進基本計画

（令和3年4月1日食育推進会議決定）

- 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- 保育所等における食育の推進

第3次食育推進基本計画（平成28年）

「保育所保育指針」の改定（平成29年）

持続可能な開発目標（「SDGs」）

（2016年）

基盤整備

● 調査の実施

「乳幼児栄養調査」

（平成27年実施、次回令和7年予定）

「乳幼児身体発育調査」

（令和5年実施）

● 調査研究事業等の実施

● 妊娠・出産期、乳幼児期における栄養・食生活支援のガイドライン等の作成・更新

「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」

（令和3年改定）

「授乳・離乳の支援ガイド」

（平成31年改定）

乳幼児身体発育評価マニュアル

（令和3年改定）

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」

（平成22年）

「保育所における食事の提供ガイドライン」

（平成24年）

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

（平成31年改訂）

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」

に改定（令和5年度予定）

取組、普及啓発等の実施

自治体における妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

保育所等児童福祉施設における食育の取組、児童福祉施設における食事提供関係者研修会の開催 等

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)
※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育基本法（抄）

（教育及び普及啓発）

第14条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

概要

令和5年度～10年度の6年程度を1つの目安に策定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、こどもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
- ②小児医療等の体制 ▶こどもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

(2) 成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
- ⑥子育てやこどもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

(3) 教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じたこどもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

(4) 記録の収集等に関する体制等

- ①予附接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

(5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討 等

(6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進 等

(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施 等

■ 令和5年3月改定の成育医療等基本方針について、今後、こども家庭審議会（成育医療等分科会）において、中間評価（令和7年度目途）最終評価・見直しに関する議論が行われる予定。

成育過程にある者等に対するための必要な成育医療等を総合的に推進

成育基本法の規定に基づく、成育医療等基本方針では、従来から成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されている。

I 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

1 成育医療等の現状と課題

(低出生体重児の割合の増加)

全出生数中の低出生体重児の割合が増加する要因としては医学の進歩(早産児の割合の増加)、多胎児妊娠、妊娠前の母親の痩せ(低栄養状態、妊娠中の体重増加抑制、歯周病、喫煙、飲酒等の因子が報告されており、引き続き、全出生数中の低出生体重児の割合の減少に向けて、要因の軽減に向けた取組が必要である。

(学童期・思春期における全般の問題)

性に関すること、肥満や痩せなど自身の体に関すること、運動や食生活などの生活習慣に関すること、メンタルヘルスに関すること、がんに関することなど健康教育の充実に資する様々な知識を身に付けるための積極的な取組が求められている。

(食生活等生活習慣に関する課題)

こどもや若い世代の食生活においては、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった食生活の乱れがみられる。朝食の欠食については、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係する。このため、こどもの頃の食生活をはじめとした生活習慣全般に対応する取組を行い、健やかな生活習慣を身に付けることが必要である。さらに、こどもの食生活については、貧困等の社会経済的な要因も含めた総合的な視点で検討することが重要である。

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

(2) 妊産婦等への保健施策

- ・ 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進する。

(3) 乳幼児期における保健施策

- ・ 乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者を対象とした栄養指導の実施を推進する。

(4) 学童期及び思春期における保健施策

- ・ 学童期及び思春期を通して、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。
- ・ こどもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。
- ・ 障害のあるこどもの栄養管理に必要な相談体制及び連携体制の整備に向けた検討を行う。

(5) 生涯にわたる保健施策

- ・ 若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。
- ・ DOHaDの概念を踏まえて、妊娠中の体重増加不良やストレスの軽減など生涯を通じた疾病予防対策を実施する。

6 災害時等における支援体制の整備

- ・ 災害時等における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要な物資の備蓄及び活用を推進する。

成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を策定。

◆BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合

現状値：18.1%（令和元年）

中間評価（3年後）の目標値：減少（令和14年度の目標値 15%）

◆朝食を欠食するこどもの割合

現状値：5.6%（令和4年度）

中間評価（3年後）の目標値：0%（令和7年度）

◆児童・生徒の痩身傾向児の割合

現状値：16歳（高校2年生）女子:2.33%

中間評価（3年後）の目標値：減少

<参考>（令和3年度）

- ・10歳（小学5年生）
男子:2.32%、女子:2.36%
- ・13歳（中学2年生）
男子:2.73%、女子:3.22%
- ・16歳（高校2年生）
男子:3.34%

◆児童・生徒の肥満傾向児の割合

現状値：10歳（小学5年生）男子:12.58%

中間評価（3年後）の目標値：減少

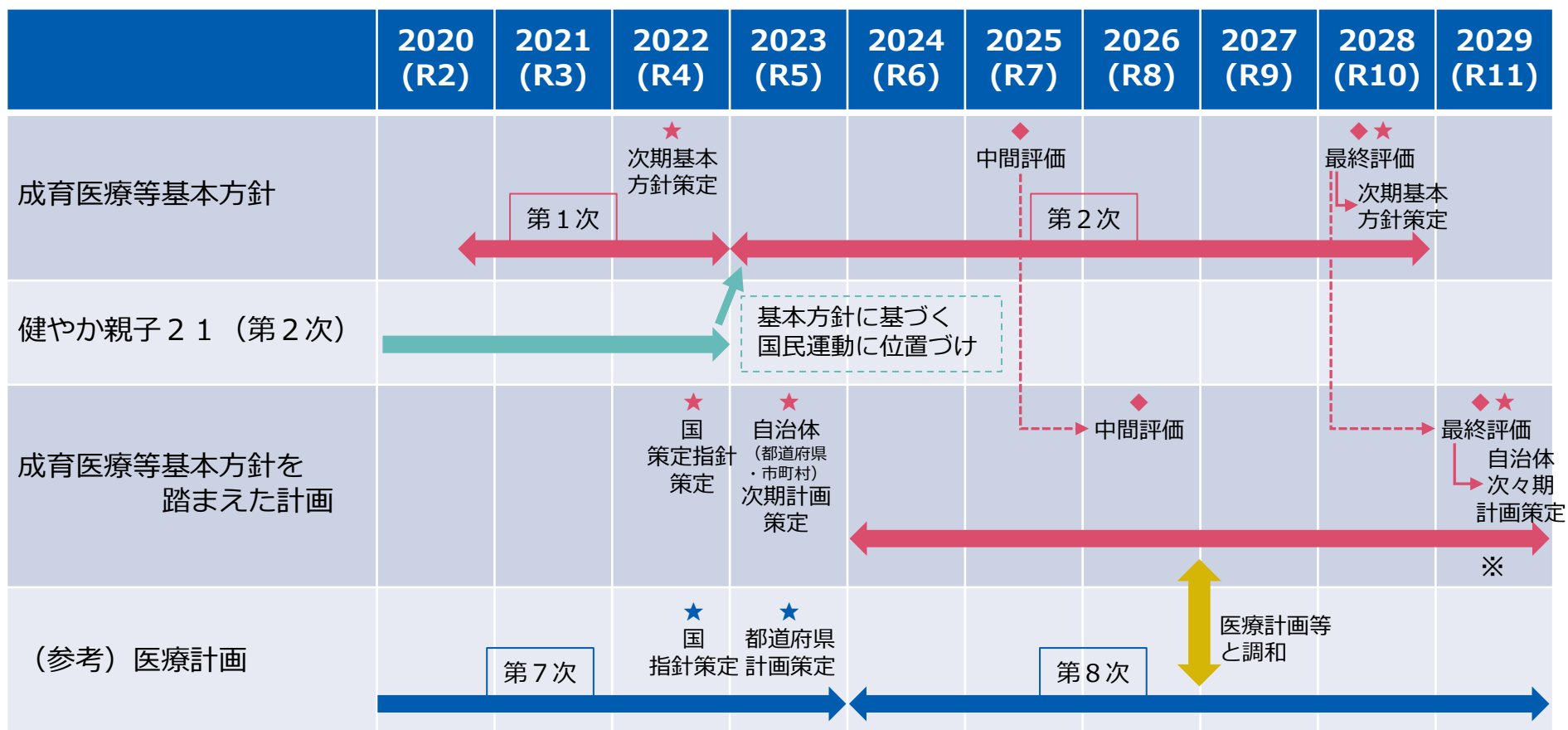
<参考>（令和3年度）

- ・10歳（小学5年生）
女子:9.26%
- ・13歳（中学2年生）
男子:10.99%、女子:8.35%
- ・16歳（高校2年生）
男子:10.64%、女子:7.20%

成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上での計画の策定が望ましいことから、**計画の策定期間については医療計画と同様の期間（2024～2029年度）**とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



※ 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

1. 現状

健やか親子21は、20世紀の母子保健の取り組み成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。

2. 成育医療等基本方針における健やか親子21の位置づけ

今般の成育医療等基本方針において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされている。

3. 令和5年度以降の方向性

成育医療等基本方針に基づく取組の推進を図る観点から、以下の見直しを行う。

- ① 健やか親子21推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）について、こども家庭審議会成育医療等分科会（令和4年度までの成育医療等協議会）との連携を図りながら、運営する。
※ 主として、成育医療等分科会は国の取組を、幹事会は自治体や関係団体等の取組を促すこととする。
- ② 成育医療等分科会において報告される成育医療等基本方針に係る評価指標等の自治体別データについて健やか親子21のホームページに一元的に掲載し、自治体の取組を支援する。
- ③ 「母子保健家族計画事業功労者表彰」、「健康寿命をのばそうアワード」等の位置付けを見直し、いずれも成育医療等基本方針の保健分野に関する取組に係る自治体、団体、企業、個人への表彰とする。
※ 幹事会において選考を行い、健やか親子21推進本部総会において被表彰者の取組等を発表する。
- ④ 幹事会に専門部会を設置し、健やか親子21のホームページに掲載する母子保健情報のコンテンツの質の担保を図る観点から議論を行う。

健やか親子21ホームページ

健やか親子21

妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト



母子健康手帳 情報支援サイト



健やか親子21と成育基本法について

このホームページから成育基本法について、妊娠前から子育て期にかけての大切な育児情報を提供しています。



母子健康手帳情報支援サイト

妊娠前から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに必要な知識などを掲載しています。



マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイド、アンケート結果などを掲載しています。



データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。



若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト

「スマート保健相談室」

からだや心、妊娠などの健康に関する正しい情報を専門家に相談できる窓口を掲載しています。



乳幼児健診情報システム

(自治体向け)

自治体や保健所が利用する乳幼児健診情報システムについて、ご紹介します。



イベント

健やか親子21で実施している、子育て支援に関するイベントについて、紹介しています。



参考資料

国家や自治体などが作成した、妊娠前から子育て期までの健康に関する資料を掲載しています。詳しくは、お問い合わせください。

目的

成育基本法を踏まえた取組を推進するため、妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

内容

☆ 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

☆ 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しております。

☆ データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

☆ 参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

☆ マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイドなどを掲載しています。

等

「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」について（令和3年3月改定）

背景

- 「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、平成18年2月に『健やか親子21』推進検討会で策定された。指針においては、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすくイラストで示した妊産婦のための食事バランスガイドや、妊娠期における望ましい体重増加量等を示している。
- 策定から約15年が経過し、健康や栄養・食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、令和元年度の調査研究事業*の報告等を踏まえ、厚生労働省において指針の改定を行った。

* 令和元（2019）年度「妊産婦のための食生活指針の改定案作成および普及啓発に関する調査研究」（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所）

改定の内容

- 妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要である。このため、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、名称を「**妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針**」とした。
- 改定後の指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要とされる食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した、10項目から構成する。
- 妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」（令和3年3月8日日本産科婦人科学会）を参考として提示する。

妊娠中の体重増加指導の目安*

妊娠前の体格**	BMI	体重増加量指導の目安	(参考) 改定前
低体重	18.5未満	12～15kg	9～12kg
普通体重	18.5以上25.0未満	10～13kg	7～12kg
肥満 (1度)	25.0以上30未満	7～10kg	個別対応 (上限5kgまでが目安)
肥満 (2度以上)	30以上	個別対応 (上限5kgまでが目安)	

* 「増加量を厳格に指導する根拠は必ずしも十分ではないと認識し、個人差を考慮したゆるやかな指導を心がける。」産婦人科診療ガイドライン編 2020 CQ 010より

** 体格分類は日本肥満学会の肥満度分類に準じた。

* 関係資料はこちらに掲載しています → https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html

「授乳・離乳の支援ガイド」について（平成31年3月改定）

1. 背景

- 本ガイドについては、授乳及び離乳の望ましい支援の在り方について、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者を対象に、所属する施設や専門領域が異なっても、基本的事項を共有し一貫した支援を進めるために、平成19年3月に作成。
- 本ガイドの作成から約10年が経過するなかで、科学的知見の集積、育児環境や就業状況の変化、母子保健施策の充実等、授乳及び離乳を取り巻く社会環境等の変化がみられたことから、有識者による研究会を開催し、本ガイドの内容の検証及び改定を検討。

2. ガイドの基本的な考え方

- (1) 授乳及び離乳を通じた育児支援の視点を重視。親子の個別性を尊重するとともに、近年ではインターネット等の様々な情報がある中で、慣れない授乳及び離乳において生じる不安やトラブルに対し、母親等の気持ちや感情を受けとめ、寄り添いを重視した支援の促進。
- (2) 妊産婦や子どもに関わる多機関、多職種の保健医療従事者*が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳の完了に至るまで、支援内容が異なることのないよう一貫した支援を推進。

*医療機関、助産所、保健センター等の医師、助産師、保健師、管理栄養士等

3. 改定の主なポイント

(1) 授乳・離乳を取り巻く最新の科学的知見等を踏まえた適切な支援の充実

食物アレルギーの予防や母乳の利点等の乳幼児の栄養管理等に関する最新の知見を踏まえた支援の在り方や、新たに流通する乳児用液体ミルクに関する情報の記載。

(2) 授乳開始から授乳リズムの確立時期の支援内容の充実

母親の不安に寄り添いつつ、母子の個別性に応じた支援により、授乳リズムを確立できよう、子育て世代包括支援センター等を活用した継続的な支援や情報提供の記載。

(3) 食物アレルギー予防に関する支援の充実

従来ガイドでは参考として記載していたものを、近年の食物アレルギー児の増加や科学的知見等を踏まえ、アレルゲンとなりうる食品の適切な摂取時期の提示や、医師の診断に基づいた授乳及び離乳の支援について新たな項目として記載。

(4) 妊娠期からの授乳・離乳等に関する情報提供の在り方

妊婦健康診査や両親学級、3～4か月健康診査等の母子保健事業等を活用し、授乳方法や離乳開始時期等、妊娠から離乳完了までの各時期に必要な情報を記載。

児童福祉施設における食事の提供ガイドの 改定に向けた検討について

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」 (平成22年3月)

- ・児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理の実践にあたっての考え方の例を示すもの
- ・食事の提供についての実務を担当する者を対象

「保育所における食事の提供ガイドライン」 (平成24年3月)

- ・保育所における食事の提供の形態に関する現状と課題を明らかにすることなどを目的
- ・保育所の食事の運営に関わる幅広い者を対象

- ・10年以上が経過
- ・成育基本法（平成30年法律第104号）の制定

- ・食事・食生活をはじめとしたこどもを取り巻く環境や課題はさらに変化
 - 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進
調理設備、食事環境、職員体制等の点で、少人数での食事の提供形態が存在
 - 貧困等の社会経済的な視点も含めた検討が重要
- ・より多角的な視点をもって、ひとり一人のこどもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じたこどもの食生活全体の支援がより一層求められている

2つのガイドを統合し、よりわかりやすい内容となるよう全体を見直し

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」に改定へ（令和5年度中予定）

改定版「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」について（令和5年度改定予定）

背景

- 平成22年に作成された「児童福祉施設における食事の提供ガイド」及び平成24年に作成された「保育所における食事の提供ガイドライン」は、それぞれ作成から10年以上が経過している。その後、食事・食生活をはじめとした子どもを取り巻く環境や課題は大きく変化しており、より多角的な視点からの子どもの食生活全体の支援がより一層求められていることから、2つのガイドを統合するかたちで見直しを実施中。

これまでの検討の経緯等

- 令和4年度 調査研究事業＊において、有識者により改定素案を検討
＊令和4（2022）年度「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」（みずほリサーチ&テクノロジー株式会社）
- 令和5年2～3月 厚生労働省にて改定案概要に関するパブコメを実施
- 令和5年4月～ こども家庭庁に移管後、改定にむけて作業

改定予定のガイドラインの主な内容等

第1部 児童福祉施設における食事の提供のあり方

- **施設における食事の意義・役割**…施設における、一人一人のこどもの状況を考慮した食事・食生活の支援の重要性を示す
- **施設における食事提供の考え方**…こどもの状態に応じた食事提供等、食事提供の質の向上を図るための考え方を示す
※給与栄養目標量の暫定値を記載
※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改定）及び「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（2016年）を踏まえた内容を記載
- **食事の提供体制に応じた留意事項**…食事の提供体制（自園調理・外部搬入等）に応じた留意事項等を示す
- **自然災害等の非常時への備え**

第2部 児童福祉施設における食事提供の実践

児童福祉施設における食事提供の取組事例を記載…一人一人の子どもへの対応、多職種が連携した保護者支援等を記載

こども家庭科学研究等(児童福祉・母子保健における栄養関係)の実施状況

- 根拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making:EBPM)が重要視される中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、栄養政策に関してもEBPMの視点を一層深めていくことが重要。

《母子保健・児童福祉分野の研究》

● こども家庭科学研究(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)

● 乳幼児の発育・発達、栄養状態の簡易な評価手法の検討に関する研究(令和3～5年度)

乳幼児の栄養リスクをスクリーニングするための評価手法(案)を作成するとともに、今後の乳幼児身体発育調査の実施に向けた調査手法の見直し等を検討する。

● 乳幼児の栄養方法等の実態把握等に関する研究(令和4～6年度)

次回の調査(2025年予定)の実施に向け、前回調査時(2015年)の課題や、前回調査後の社会状況等の変化を踏まえた、オンライン調査の実施可能性等、調査手法や調査項目等を検討する。

● 妊産婦の栄養・食生活の実態把握と効果的な支援のための研究(令和5～7年度)

妊産婦の栄養摂取状況及び妊娠中の体重増加に関する実態等を把握するとともに、妊産婦の保健指導・栄養指導等で活用できる栄養・食生活に関する支援ツール案を作成することにより、健康や栄養・食生活に関する課題を含む妊産婦の現状に則した栄養指導等が行われるとともに、妊産婦の適切な食習慣の確立に向けた行動変容を促すことを目標とする。

乳幼児身体発育調査について

- 乳幼児身体発育調査は、昭和35年以降10年ごとに、全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児身体発育値を定め、併せて、乳幼児の運動機能、栄養法などの現状を把握している。
- 従来の調査実施の間隔を踏まえ、令和2年度に調査を実施予定していたところ、調査実施を見送っていたが、令和5年9月に実施したところ。（今回は平成22年（2010年）に実施）

令和5年度調査（令和5年9月実施）

○目的：

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて乳幼児保健指導の改善に資する

○調査方法：

こども家庭庁成育局母子保健課が研究班の協力を得て企画

①一般調査：

- ・ 都道府県に通じて、市区町村が調査を実施
- ・ 令和2年国勢調査の調査地区から3,000地区内の調査実施日において、生後14日以上小学校就学前の幼児を対象に、生年月日、身長、体重、運動・言語機能、栄養法、母の状況等を調査（原則として集団調査で実施）

②病院調査：

- ・ 民間事業者を活用し、調査を実施
- ・ 全国の150の病院で出生し、令和5年9月中に1か月健診を受診した乳児の生年月日、身長、体重、娩出方法、栄養法、母の状況等を調査

調査結果に基づく曲線例

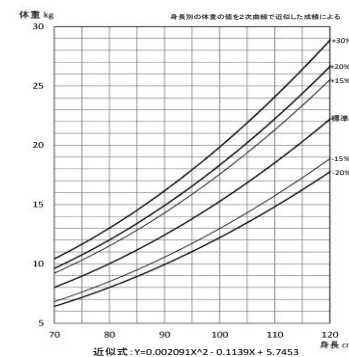
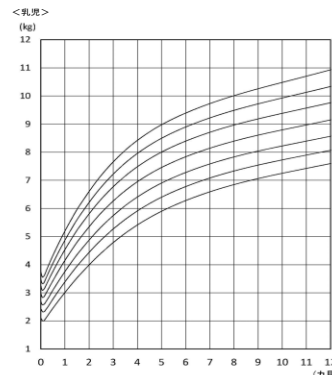
○身体発育曲線

調査結果をもとに身体発育評価のためのパーセンタイル曲線を作成

○身長体重曲線

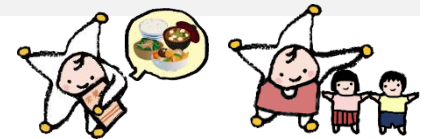
調査結果をもとに肥満判定（やせ及び肥満の評価）のために作成

例：乳児（男子）身体発育曲線（体重） 例：幼児（女子）の身長体重曲線



本日の内容

- 1 こども家庭庁の概要
- 2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策
- 3 食育推進基本計画
- 4 保育所等における食育の推進
- 5 令和5年度 栄養施策の方向性



第4次食育推進基本計画の概要

食育基本法

(平成17年法律第63号(衆法))

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議

(食育基本法第26条)

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

(食育推進会議会長決定)

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画

(食育基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス(推計)約523万トン(令和3年度)
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項

<重点事項>

国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



<重点事項>

社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

<横断的な重点事項> 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

横断的な視点

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての **目標(16目標・24目標値)**

第3 食育の総合的な促進に関する事項

具体的な施策

1. 家庭における食育の推進:

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開: 食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	78.9%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	57.8%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元(2019)年度)	5.6%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	26.7%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019)年度)	月9.0回 (令和3(2021)年度)	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	68.1% (令和3(2021)年度)	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	74.5% (令和3(2021)年度)	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	40.6%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	28.4%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元(2019)年度)	10.1g (令和元(2019)年度)	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元(2019)年度)	280.5g (令和元(2019)年度)	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	61.6% (令和元(2019)年度)	30%以下
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	66.5%	75%以上

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	46.8%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人 (令和元(2019)年度)	34.3万人 (令和2(2020)年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	62.4%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	69.8%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.7%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5% (令和元(2019)年度)	76.9%	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.0%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合	44.6%	63.1%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	77.5%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元(2019)年度)	89.6% (令和3(2021)年度)	100%

資料：①～③、⑤、⑨、⑩、⑭、⑮、⑰～⑲、㉑～㉓ 「食育に関する意識調査」(農林水産省)

④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

⑥ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)

⑦、⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)

⑪～⑬ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)

⑭、⑳ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

㉔ 令和元年度の値は「消費者の意識に関する調査」(消費者庁)、令和4年度の値は「令和4年度第2回消費生活意識調査」(消費者庁)

(参考)第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

<重点事項>

国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

<関連する主な取組>

(子供の基本的な生活習慣の形成)

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により普及啓発を推進

(学校、保育所等における食育の推進)

- ・栄養教諭・管理栄養士等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

(健康寿命の延伸につながる食育の推進)

- ・「健康日本21(第二次)」や「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進等、健全な食生活等につながる食育を推進
- ・「毎日くだもの200グラム運動」等の消費拡大や生産・流通支援等を通じ、野菜や果物の摂取量増加を促進
- ・食育に対する無関心層への啓発を含め、適切な情報提供方法など自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携し推進
- ・「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進

(貧困等の状況にある子供に対する食育の推進)

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関し支援
- ・「子供の未来応援国民運動」において、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対し支援
- ・経済的に困難な家庭等に食品等を届ける子供宅食等に関し支援



<重点事項>

社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

<関連する主な取組>

[食と環境の調和]

- ・我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)
- ・有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等の取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発
- ・食品ロス削減推進法に基づき国民運動として食品ロス削減を推進

[農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化]

- ・食への関心と理解を深めるべく農林漁業体験活動を促進。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、送り側(学校等)への活動支援や活動情報提供、受入側(農山漁村等)の体制整備への支援等を推進
- ・我が国の食料需給の状況への理解促進や、地産地消の推進や生産者と消費者との交流促進等を進め、多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進

[日本の伝統的な和食文化の保護・継承]

- ・地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、地域活性化や環境への負荷の低減に寄与し、持続可能な食に貢献することが期待
- ・「和食;日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた地域の多様な食文化の保護・継承
- ・地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、郷土料理のデータベース化やデジタルツール活用を推進
- ・学校給食等で地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

<横断的な重点事項> 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

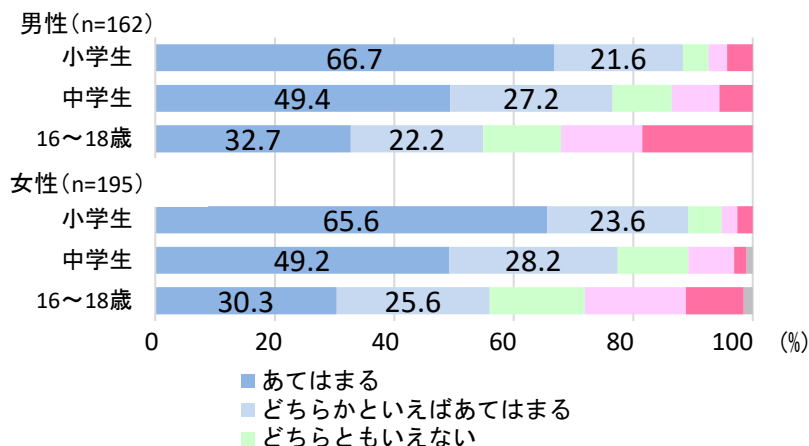
<関連する主な取組>

- ・「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した食育を推進(デジタル化に対応することが困難な高齢者等に配慮した情報提供等も必要)
- ・自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会にもなることから、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進
- ・「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有

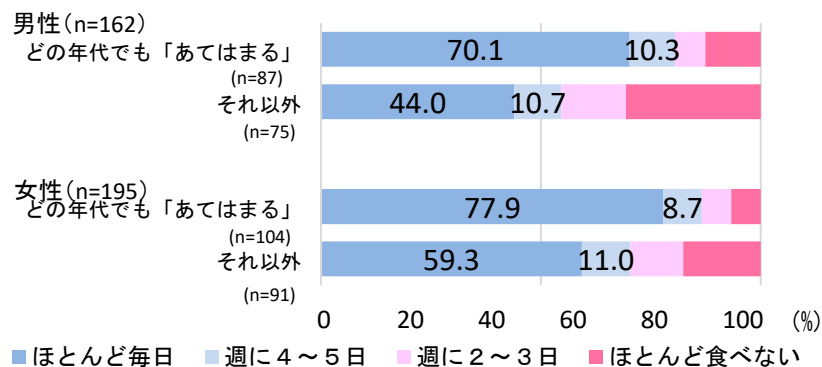
子供の頃の食生活と現在の食生活との関連

- 若い世代（20歳代及び30歳代）において、小学生、中学生、16～18歳の頃の食生活を振り返ってもらったところ、「家では、1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた」等に関して、年代が上がるにつれて「あてはまる」と回答した人の割合が減少。
- 「家では、1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた」について、小学生、中学生、16～18歳のどの年代においても「あてはまる」（「あてはまる」及び「どちらかといえばあてはまる」）と回答した人は、それ以外の人と比べ、現在、朝食を「ほとんど毎日」食べると回答。

若い世代における1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた人の割合(性別)



若い世代における子供の頃の食生活(1日三食いずれも決まった時間に食事をとっていた)と現在の朝食摂取との関連(性別)



資料：農林水産省 「食育に関する意識調査」 (2019年10月実施)

全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

- 食育の推進に向け、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、企業、団体、ボランティア、個人等幅広い関係者が、それぞれの活動を生かしながらか連携・協働し、食育活動を推進する体制の強化を図る。
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有する。
- 異業者間のマッチングによる新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の創出。
- 食育の推進に向けた研修を実施できる人材の育成等に取り組む。
- ネットワークの目的に賛同する機関、団体、企業、農林漁業者、学校関係者、個人等にネットワーク会員への参加を促し、一元的に情報発信を行う。

令和4年度食育活動の全国展開委託事業

食育推進フォーラム 2023

～食育キーパーソンに学ぶ！
これからの食育とその実践～

参加無料

令和4年3月に第4次食育推進基本計画が策定された後、国内内外の経済社会情勢は変化し続けており、ウエネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、国民の健康や食を取り巻く環境にも様々な影響を与えています。農林水産省は、これらの状況を踏まえ、これからの食育の在り方とその実践について、基調講演及び事例報告、パネルディスカッションを通じて学ぶことを目的として、食育推進フォーラムを開催します。全国の皆さまの参加をお待ちしております。

- 開催日時 令和5年2月20日（月）14：00～16：00
- 開催方法 オンライン参加（先着500名）対面参加（先着50名）
- 開催会場 AP虎ノ門（東京都港区西新橋1-6-15 NSビル11F）
- 申込方法 お申し込みは下記アドレス又はQRコードから
<https://www.secure-cloud.jp/sf/1673909605UADUyfs>

基調講演
講師 幸徳氏（学校法人報徳学園 理事長）
「食育は世界を救う」（仮）（ビデオ出演）

事例紹介
和田 明日香氏（料理家、食育インストラクター）

パネルディスカッション

ファシリテーター
内野 美穂氏（東京家政大学ヒューマンライフ支援センター 准教授）

パネリスト
和田 明日香氏（料理家、食育インストラクター）
上田 史郎氏（キユーピー株式会社 広報・グループコミュニケーション室）
滝村 雅晴氏（料理研究家、株式会社ピストコロI代表）
近藤 陽 氏（近藤ファーム 代表）

【お問合せ先】 消費・安全局 消費行政課・食育課（仮） 電話 03-3502-5723

農林水産省

運営の母体となるのは「全国食育推進ネットワーク」愛称を「みんなの食育」とします。具体的な活動や運営方法については、積極的な取組を行っている企業や栄養士の方々等で構成する幹事会で検討し、メンバーの主体的な取組を促進します。事務局においては、広報、マッチング、サロン及びフォーラムの開催等を実施し、運営のバックアップを行います。

全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

幹事会
（積極的な取組を行っている企業、栄養士等専門家）

幹事会の中で、食育推進に関するタイムリーなテーマを年に1～2例程度決定し、テーマごとに参画企業を募った上で、具体的な活動を行います。

（テーマ例）

- ・オンラインによる食育の推進・企業内食育の推進・食育月間、食育の日キャンペーン
- ・農林漁業体験の推進 等

（活動例）

- ・複数の企業における共同の食育イベントの実施・研修会の実施・食育の日コラボ企画の実施 等

事務局：農林水産省消費・安全局消費行政課・食育課
（広報 マッチング サロン フォーラムの運営）
関係省庁：文部科学省 厚生労働省 内閣府食品安全委員会 消費者庁等
（食育推進に活用できる事業や資料の情報提供等）

「全国食育推進ネットワーク」体制図

●全国食育推進ネットワーク（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/index.html>



農林水産省

全国食育推進ネットワーク「みんなの食育」

みんなの食育

食育ピクトグラム

食育とは

食育推進基本計画

全国食育推進ネットワークサイト

食育推進フォーラム2023チラシ

「第4次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について

(令和3年4月1日子母発0401第2号子ども家庭局母子保健課長通知)

1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について

- 第4次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県及び市町村における食育推進計画の見直しに当たっては、成育基本法や、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく地域行動計画も踏まえ、妊産婦や乳幼児をはじめとした子どもの健全な食生活の重要性の観点から、連携すること。

2 母子保健及び児童福祉分野における食育の取組の推進について

- 成育基本法等を踏まえ、成育過程にある者及び妊産婦に対する栄養・食生活の支援を行うこと。あわせて、疾病や障害、経済状態等、個人や家庭環境の多様性を踏まえた栄養指導等による母子保健の取組を推進すること。
- 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用し、妊産婦に対する食育の取組の充実が図られること。
- 妊娠期や授乳期は、食生活を見直す契機となりやすいことや、親となる若い世代が、栄養・食生活に関する知識や取組を次世代につなげていくことが重要であることから、妊産婦や乳幼児の保護者に対する取組の推進すること。
- 乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示したガイドラインを活用した食育の取組を推進が図られること。
- 地域や児童福祉施設等において、乳幼児の成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう、児童福祉施設における食事の提供に関するガイドラインを活用すること。その際、社会環境の変化や食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮すること。

3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

- 地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進すること。

「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について

(令和3年4月1日子保発0401第2号子ども家庭局保育課長通知)

1 保育所における「食育の計画」の見直し等について

- 第4次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援をすること。

2 保育所における食育の取組の推進について

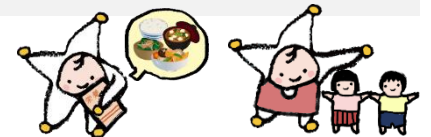
- 健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていく取組を推進すること。その際、自然の恵みとしての食材や、調理する人への感謝の気持ちを育み、伝承されてきた地域の食文化に親しむことができる取組を推進するとともに、子どもの親世代への啓発も含めた取組を推進すること。
- 児童福祉施設における食事の提供に関するガイドラインを活用すること等により、乳幼児の成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう努めるとともに、食に関わる保育環境についても配慮すること。
- 保育所の人的・物的資源を生かし、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関や関係団体等と連携・協働し、地域の特性に応じた、多様で積極的な取組の推進すること。その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮すること。

3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

- 地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。

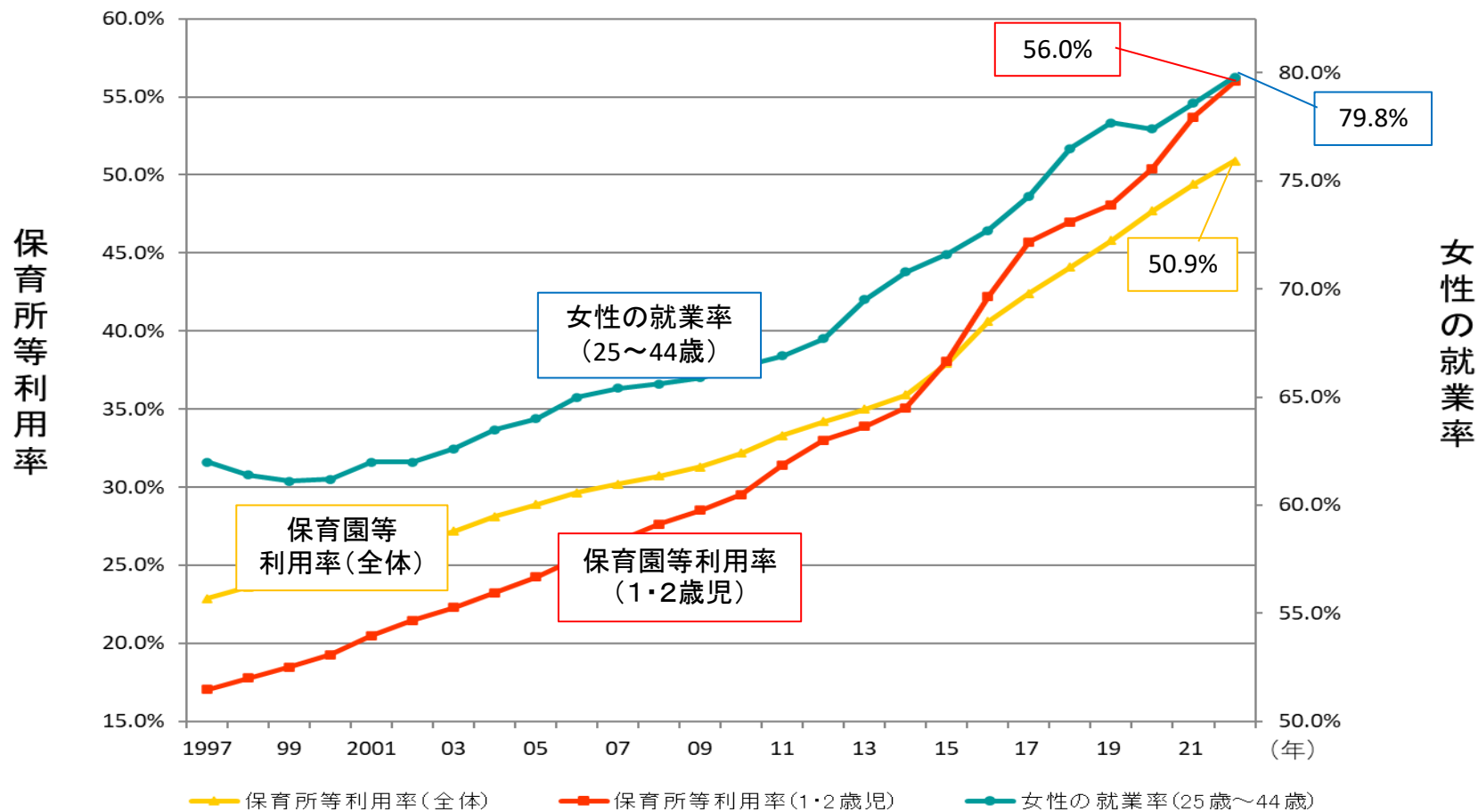
本日の内容

- 1 こども家庭庁の概要
- 2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策
- 3 食育推進基本計画
- 4 保育所等における食育の推進
- 5 令和5年度 栄養施策の方向性



女性就業率(25~44歳)と保育園等の利用率の推移

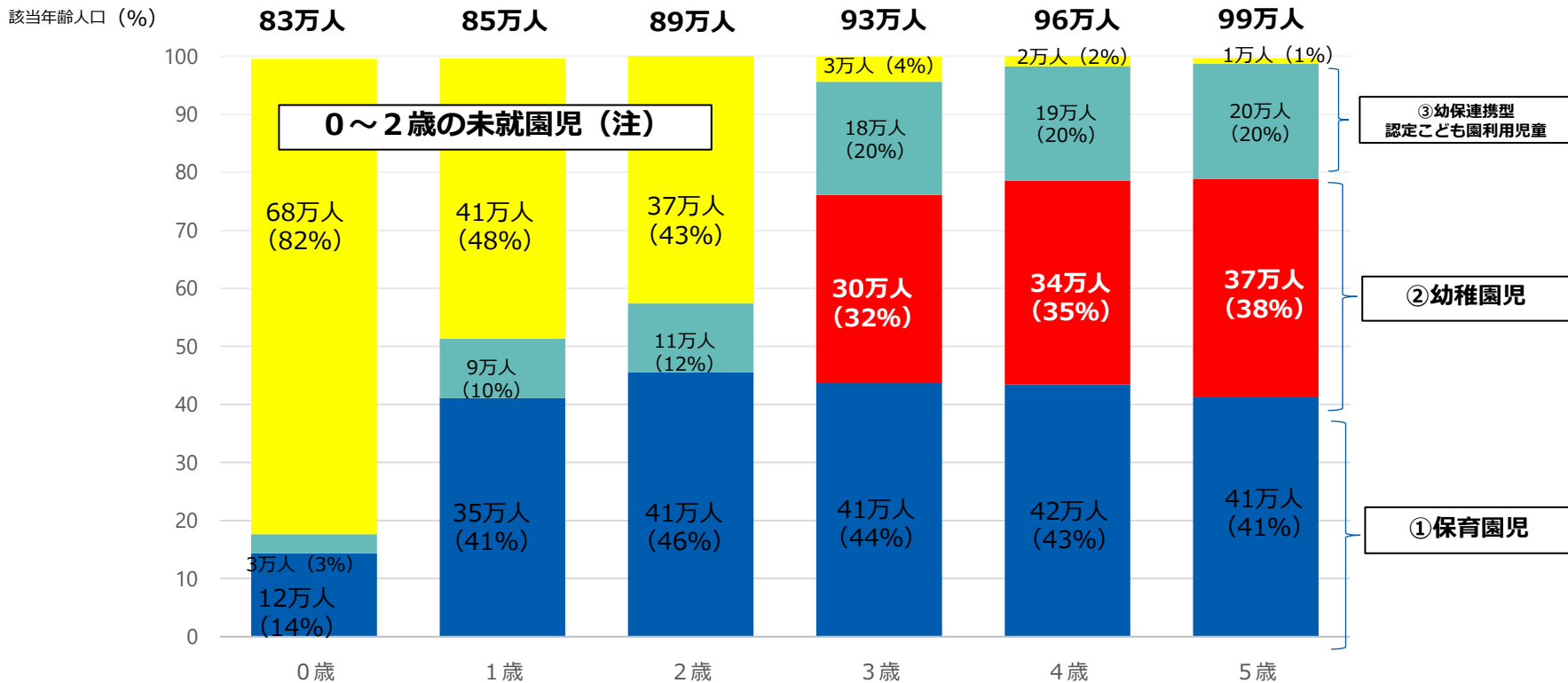
○ 女性の就業率(25~44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

保育所保育指針（平成29年3月告示）

概要

- **保育所における保育**は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、**その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）**に従う。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第35条）
- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。
※ 幼稚園教育要領の改訂に向けた検討等を踏まえて改定。同時期に、保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

改定に当たっての基本的な考え方

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、乳児期の保育については、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載を整理・充実し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした。）

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっているほか、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うことや地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。こうしたことを踏まえ、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。



幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）

概要

- **幼保連携型認定こども園教育・保育要領** は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども法に基づき、**幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準**を定めるもの。【内閣府・文科省・厚労省告示】

→ **幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保**や、**小学校との接続に配慮**しなければならない。
※平成29年3月改訂においても、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂にあわせて検討。幼稚園教育要領、保育所保育指針も同日の告示・実施

- **幼保連携型認定こども園**においては、この教育・保育要領を遵守（同法第10条第2項）。
- **幼保連携型以外の認定こども園**においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行う（同法第6条）。

改訂に当たっての基本的な考え方

○ 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
- ・ 「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化 ※小学校との接続
- ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
- ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
- ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
- ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
- ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実



○ 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
- ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
- ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
- ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実



改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

○ 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
○ 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

保育所保育指針

(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号) 抜粋

※幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3節にも同様に記載

第3章 健康及び安全

2 食育の推進

(1) 保育所の特性を生かした食育

- ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(2) 食育の環境の整備等

- ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

栄養管理加算の拡充（令和2年度～）

- アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

【加算要件・加算額】

	(参考) 見直し前	見直し後												
加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 ・ <u>年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員等として栄養士を雇用している場合も対象となる。 												
加算額	<p><u>年額12万円</u></p> <p><u>※3月分の公定価格に加算</u></p>	<p><イメージ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号認定</th> <th>2・3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合）</u></td> <td>約80万円</td> <td>約90万円</td> </tr> <tr> <td><u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合）</u></td> <td>約50万円</td> <td>約60万円</td> </tr> <tr> <td><u>上記以外の場合</u></td> <td><u>12万円</u></td> <td><u>12万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※上記の1/12の金額を各月の公定価格に加算</u></p>		1号認定	2・3号認定	<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合）</u>	約80万円	約90万円	<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合）</u>	約50万円	約60万円	<u>上記以外の場合</u>	<u>12万円</u>	<u>12万円</u>
	1号認定	2・3号認定												
<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合）</u>	約80万円	約90万円												
<u>栄養士を雇用している場合（基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合）</u>	約50万円	約60万円												
<u>上記以外の場合</u>	<u>12万円</u>	<u>12万円</u>												

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

第Ⅰ部：基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン[®]」使用）等

- (1) アレルギー疾患とは
- (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
 - ア) 基本原則
 - イ) 生活管理指導表の活用
 - ウ) 主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- (3) 緊急時の対応
(アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン[®]」使用））

2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有等

- (1) 保育所における各職員の役割
 - ア) 施設長（管理者）
 - イ) 保育士
 - ウ) 調理担当者
 - エ) 看護師
 - オ) 栄養士
- (2) 関係者の役割と関係機関との連携
 - ア) 医療関係者の役割
 - イ) 行政の役割と関係機関との連携

3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係等

- (1) 保育所における食事提供の原則（除去食の考え方等）
 - ・組織的対応、完全除去、安全配慮
- (2) 誤食の防止
 - ・誤食の発生要因と対応
 - ・食育活動と誤食との関係

第Ⅱ部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

- (1) 食物アレルギー・アナフィラキシー (2) 気管支ぜん息 (3) アトピー性皮膚炎 (4) アレルギー性結膜炎 (5) アレルギー性鼻炎

参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）
緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）
除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針 等

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定
(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(令和元年6月24日付一部改正))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
 - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
 - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。
- ※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未 満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の意義 乳児保育の環境 乳児への適切な関わり 乳児の発達に応じた保育内容 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの 保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の意義 幼児教育の環境 幼児の発達に応じた保育内容 幼児教育の指導計画、記録及び評価 小学校との接続
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 リーダーシップ 組織目標の設定 人材育成 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
④食育・ アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 食育計画の作成と活用 アレルギー疾患の理解 保育所における食事の提供ガイドライン 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・ 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・ 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 地域における子育て支援 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育における環境構成 子どもとの関わり方 身体を使った遊び 言葉・音楽を使った遊び 物を使った遊び

家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルギー除去食の提供、体調不良時のおかゆ食への変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
 - 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在
 - ①既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。
 - ②責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。
- ⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）

2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。
 - ←調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない
 - ←個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）
外部搬入について、 ①保育園・幼稚園・認定こども園 ②同一・系列法人の運営事業所から可能（※）	①・②に加え、 ③保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者から可能（※）

※ 5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保
④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供

- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能になるようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。

食品衛生法改正のポイント ～令和3年6月1日完全施行～

【平成30年6月13日公布】

原則全ての事業者に“**HACCPに沿った衛生管理を制度化**”

- HACCPに沿った衛生管理の実施が**令和3年6月1日に本格施行**されました。集団給食施設を含む原則全ての事業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられています。
- 食品衛生責任者を選任し、その方を中心に**衛生管理計画・手順書の作成や記録の保存**を行ってください。
 - ※ 医師、歯科医師、薬剤師、調理師、栄養士等の他、都道府県知事等が行う講習会（1日程度）を受講した方も食品衛生責任者となることができます。
- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）は、HACCPの概念に基づき作成したものです。**本マニュアルに沿った衛生管理がしっかり実施できていれば、新たな対応は必要ありません。**
 - ※ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設については、**衛生管理計画等は、事業者団体が作成した手引書を参考に作成**してください。
 - ・調理を行う事業者向けの手引書としては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）」や「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」等があります。
 - ・手引書は厚生労働省HPからダウンロードできます。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

“**営業届出制度**”の創設

- 営業届出制度が、**令和3年6月1日に施行**されました。集団給食施設を含む事業者は、保健所に届出を行う必要があります。
 - ※ 施設の設置者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、複数の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は、通常の営業と同様に営業許可が必要です。

【参考】食中毒予防、衛生管理に関するQ&A、リーフレット等

リーフレット等の作成



SNS (Twitter, no+e等)での発信

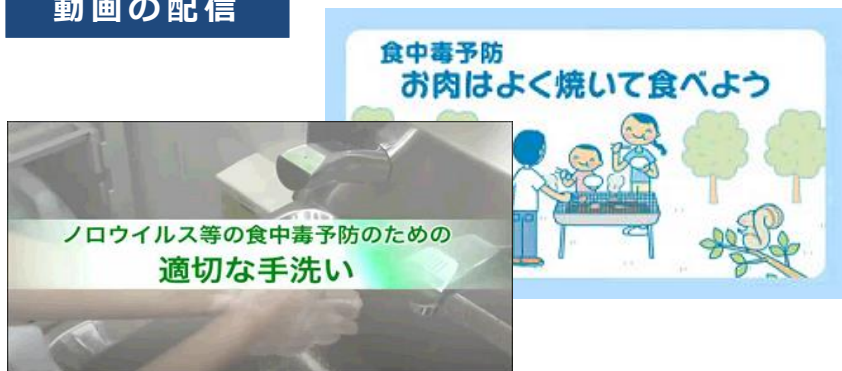


厚生労働省
食品安全情報
Twitter



@Shokuhin_ANZEN

動画の配信



厚生労働省HPでの情報提供

- 食品（食品安全に関する情報は、まずはこちらから!）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/index.html
- 食中毒
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/index.html
- 食品の安全に関するQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/hokenkinou/qa/index.html

- YouTube厚生労働省公式チャンネルURLはこちら
<http://www.youtube.com/MHLWchannel>

【事例】令和3年1月20日公表

食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん)事故に注意!

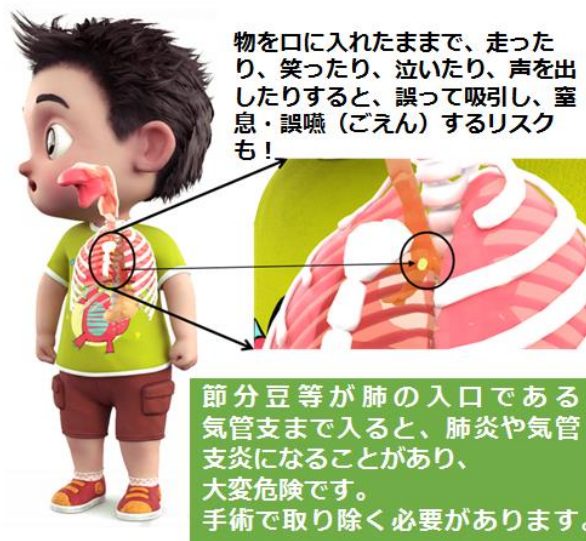
一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、

硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー

1 概要

厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年までの6年間に、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡。そのうち5歳以下が73名で9割を占める。

特に注意が必要なのは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもが豆やナッツ類を食べると、のどや気管に詰まらせて窒息してしまったり、肺炎を起こしたりするリスクがあるため、消費者に向けて注意を呼びかけ。



2 注意喚起内容

- 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせない
- ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクが。乳幼児には、4等分、調理し軟らかくするなどして、よくかんで食べさせる
- 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させる 等

本日の内容

- 1 こども家庭庁の概要
- 2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策
- 3 食育推進基本計画
- 4 保育所等における食育の推進
- 5 令和5年度 栄養施策の方向性

健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特徴を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを
加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくり
の構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の
有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で
国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、
中間評価・最終評価の精緻化

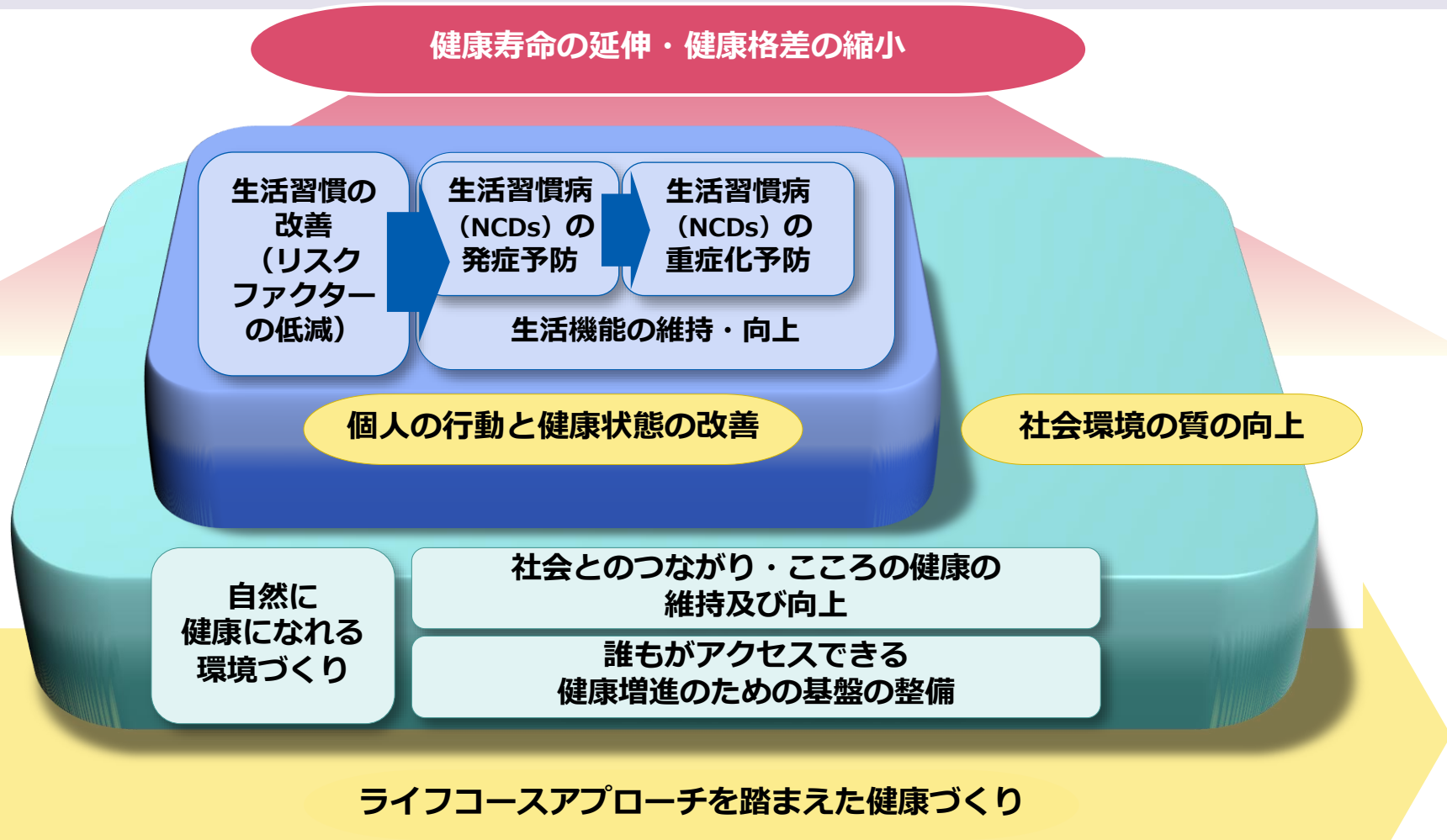
アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる
具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリ
などテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



出典：令和5年度都道府県等栄養施策担当者会議資料より抜粋

栄養・食生活に関する目標

生活習慣の改善（栄養・食生活）

目標	指標	現状値	目標値
適正体重を維持している者の増加 （肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少）	BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20を超え25未満）の者の割合（年齢調整値）	60.3% （令和元年度）	66% （令和14年度）
バランスの良い食事を摂っている者の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	なし	50% （令和14年度）
野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値	281g （令和元年度）	350g （令和14年度）
果物摂取量の改善	果物摂取量の平均値	99g （令和元年度）	200g （令和14年度）
食塩摂取量の改善	食塩摂取量の平均値	10.1g （令和元年度）	7g （令和14年度）

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

目標	指標	現状値	目標値
地域等で共食している者の増加	地域等で共食している者の割合	なし	30% （令和14年度）

自然に健康になれる環境づくり

目標	指標	現状値	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食している環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	0都道府県 （令和4年度）	47都道府県 （令和14年度）

誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

目標	指標	現状値	目標値
利用者に応じた食事を提供している特定給食施設の増加	管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。）の割合	70.8%	75% （令和14年度）

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

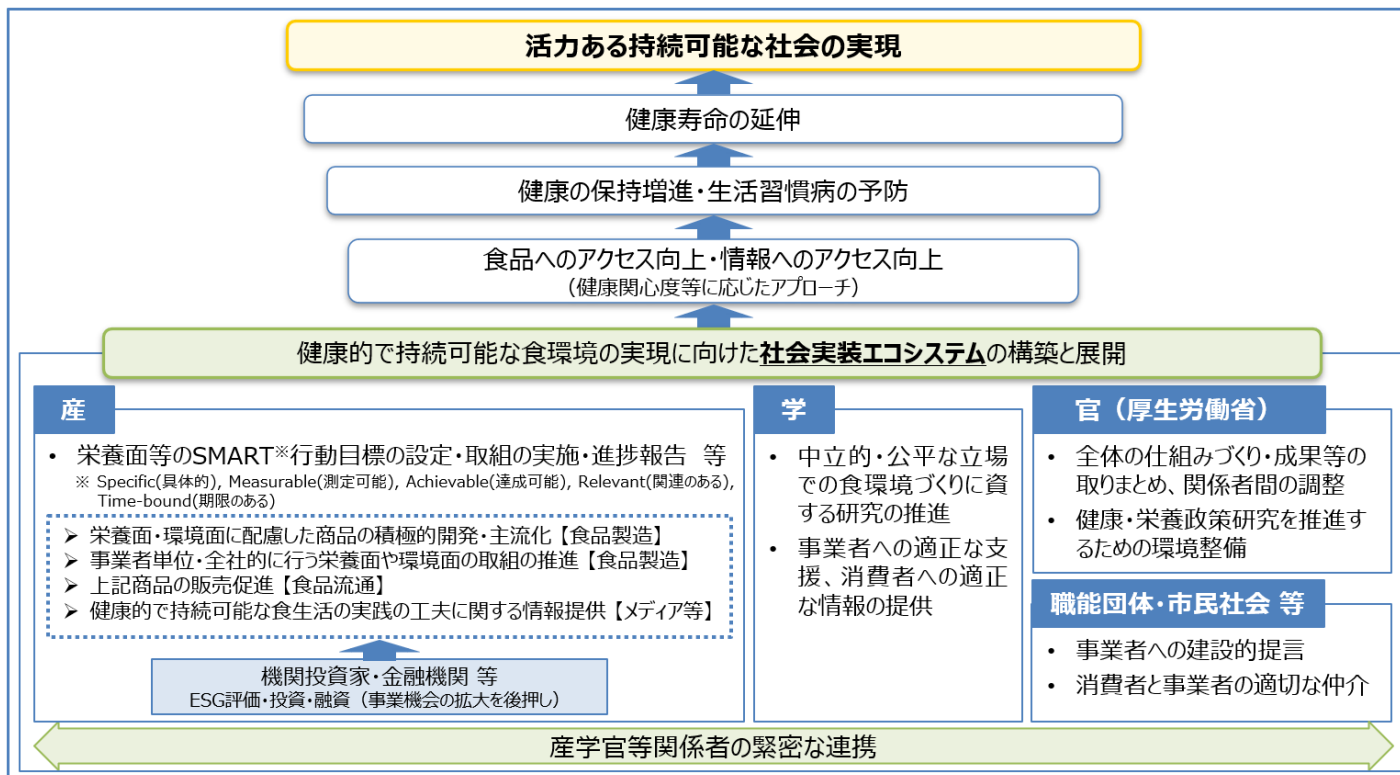
目標	指標	現状値	目標値
児童・生徒における肥満傾向児の減少	児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳(小学5年生)10.96% （令和3年度）	第2次成育医療等基本方針に合わせて設定
低栄養傾向の高齢者の減少	BMI20以下の高齢者（65歳以上）の割合	16.8% （令和元年度）	13% （令和14年度）
若年女性のやせの減少	BMI18.5未満の20歳～30歳第女性の割合	18.1% （令和元年度）	15% （令和14年度）

出典：令和5年度都道府県等栄養施策担当者会議資料より抜粋

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ ～子ども向け減塩普及啓発資料の作成・減塩ワークショップの開催～

- 厚生労働省では、こども家庭庁と消費者庁の協力の下、子ども向け減塩普及啓発資料を作成。
- 11月に福岡(4日(土))・大阪(11日(土))・東京(25日(土))で、子ども向けの減塩ワークショップを開催。

【普及啓発資料(抜粋)】 12月中にウェブサイトにて公表予定

表紙

知っていますか? 食塩のとりすぎ問題

～身近な栄養のおはなし～

食塩のとりすぎ問題ってなんだろう?

食塩はどのくらいとっていいの?

食塩の量は、どうやったら減らせる?

日々の生活に身近な食塩。
あなたはどのくらい知っているかな?
食塩にくわしくなって、減塩にチャレンジしてみよう!

名前

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2023年食生活改善推進事業 健康増進推進課(2023年11月発行)

裏表紙

ここまで読んでくれたあなたは減塩マスター!
食塩についての発見や、やってみよう減塩方法をメッセージカードに書いて、友達や家族にも教えてあげよう!

減塩アイデアメッセージ

もっと知りたい!と思ったら

食塩や減塩についての情報は、こちらの資料で詳しく調べることができます。

- 厚生労働省「日本人の食生活指針(2020年版)」<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000566553.pdf>
- 厚生労働省「食塩(ナトリウム)」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyaku-syokuj.html>
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所「減塩日本21(第二次)分析結果報告ウェブサイト【食塩について】」https://www.nibiohn.go.jp/iken/kenkouippon21/download_files/other/topics_01.pdf
- 特定非営利活動法人 日本食塩学会「はしおくんの減塩ってなに?」https://www.jpnsj.jp/sinsei_genen-character.html
- 公益社団法人 日本栄養士会「減塩と、上手に付き合ってください!」<https://www.dietitian.or.jp/data/guide/>
- 小林 知未先生(四国川女子大学)
- 佐藤 茉莉子さん(一般社団法人 シンク・ジ・アース)
- 公益社団法人 日本栄養士会
- 丸尾 ゆかり先生(女子栄養大学)

この冊子を作るために協力してくれた皆さん

情報はインターネットや本で調べるのがおすすめです。

発行: 厚生労働省 健康・生活衛生部 健康増進推進課 (2023年11月発行) 協力: こども家庭庁 消費者庁

【ワークショップ開催案内】

食塩をとりすぎるとどんなえいきょうがあるの?
食塩とSDGsの意外な関係...?
知っているようで知らない「食塩のとりすぎ」に注目!

こども向け/
減塩アイデアメッセージ

楽しく学ぼう! 減塩ワークショップ

開催日時
2023
11/25(土)

第1回: 10:30~11:30
第2回: 13:30~14:30

対象
小学5年生・6年生
※対象学年でなくても、ご参加希望の場合、ぜひ申し込みください。

参加費
無料

募集人数
各回30名(先着順)

先生
武庫川女子大学 小林 知未先生

会場
日本科学未来館 7階
コンファレンスルーム 火星・金星
<アクセス>
新交通ゆりかもめ「東京国際クルーズターミナル」駅徒歩約5分

プログラム内容
1. 食塩について正しい知識を学ぼう
2. 減塩のためにできることを考え、発表してみよう!
3. 食塩に関するゲームをしよう!
※プログラム内の飲食はありません。

当日は子どもだけで参加OK ゲーム感覚で楽しく学べる

申込
参加申し込みは申込フォームから受け付けています。

本イニシアチブは、厚生労働省主体に、産学官等が連携して進めている組織体です。「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開します。日本はもとより、世界の人の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指します。
詳しくはホームページを! 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

イベントに関するお問い合わせ
イニシアチブ運営事務局
株式会社NTTデータ経営研究所
ライフ・サステナビリティ・イノベーションユニット 新見 純希
E-mail: food_environment@nttdata-strategy.com

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こども
まんなか

厚生労働省 健康・生活衛生部 健康増進推進課(2023年11月発行)



ご清聴ありがとうございました。

こどもまんなか
こども家庭庁

